

## 1 医療的ケア児・者について

以下のいずれかの医療的ケアを行っている 18 歳未満の方（障がいの有無は問いません）とします。

- ①人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理 ②気管切開 ③鼻咽頭エアウェイ ④酸素療法  
⑤吸引（口鼻腔・気管内吸引） ⑥ネブライザー ⑦経管栄養 ⑧中心静脈カテーテル  
⑨皮下注射 ⑩血糖測定 ⑪継続的な透析 ⑫導尿 ⑬排便管理  
⑭痙攣時の坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置  
⑮その他の医療的ケア（例：抗がん剤（静注剤）治療など）

（出典）「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日付け厚生労働省告示第百二十二号）

## 2 超重症児、準超重症児について

## (1) 超重症児

下表の判定スコアの合計が 25 点以上であって、介助によらなければ座位が保持できず、かつ、人工呼吸器を使用する等、特別の医学的管理が必要な状態が 6 月以上継続している状態（※ 1）にあるもの。

## (2) 準超重症児

判定スコアが 10 点以上であって、超重症児・者に準ずる状態にあるもの。

## (3) 回答欄には、判定スコアによる超重症児等の区分を記入していただくようにお願いします。

【判定スコア】項目	(スコア)
1 レスピレーター管理 (※ 2)	= 10
2 気管内挿管、気管切開	= 8
3 鼻咽頭エアウェイ	= 5
4 O <sub>2</sub> 吸入または SpO <sub>2</sub> 90%以下の状態が 10%以上	= 5
5 1 回/時間以上の頻回の吸引	= 8
6 回/日以上以上の頻回の吸引	= 3
6 ネブライザー（6 回/日以上または継続使用）	= 3
7 IVH（中心静脈栄養）	= 10
8 経口摂取（全介助） (※ 3)	= 3
経管（経鼻・胃ろう含む） (※ 3)	= 5
9 腸ろう・腸管栄養 (※ 3)	= 8
持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	= 3
10 手術・服薬にて改善しない過緊張で、 発汗による更衣と姿勢修正を 3 回/日以上	= 3
11 継続する透析（腹膜灌流を含む）	= 10
12 定期導尿（3 回/日以上） (※ 4)	= 5
13 人工肛門	= 5
14 体位交換（6 回/日以上）	= 3

※ 1 新生児（特定）集中治療室を退室した患児であって当該治療室での状態が引き続き継続する患児については、当該状態が 1 月以上継続する場合とする。なお、新生児（特定）集中治療室を退出した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生については、その後の状態が 6 月以上継続する場合とする。

※ 2 毎日行う機械的気道加圧を要するカマシ・NIPPV・CPAP などは、レスピレーター管理に含む。

※ 3 8～9 は経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択。

※ 4 人工膀胱を含む

（出典）「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成 30 保医発 0305-2）」別添 6 の別紙 14